社債のコベナンツの多様化及び社債管理等について②（整理検討メモ）

平成 23 年 8 月 24 日

デフォルト前 ⟵ ⟶ デフォルト後

・有価証券報告書による開示
・臨時報告書等による開示
⇒ 開示ガイドライン・事例(案)

コベナンツ等の情報開示（投資家保護の観点から必要な情報の開示）

社債管理者によるコベナンツ管理と責任範囲の明確化

社債管理者

重い責務

会社法上、公平誠実義務・善管注意義務の具体的な責務及び損害賠償の範囲が不明確(704 条)

⟷

期待される役割

・財務内容のモニタリング
・コベナンツの遵守状況のモニタリング
・担付切換等

ギャップ

⇒ **社債管理者の裁量権の具体化・縮小(705、706 条)**

① 社債管理者の義務の明確化

② 社債権者の意思確認手段の多様化

デフォルト前後の利益相反問題

社債管理者設置債

社債管理者による、(704、705 条)

① 社債のデフォルトの確認
② 債権の届出
③ 社債権者への債権の届出等の連絡・通知
④ 配当の受領・支払い
⑤ 社債権者集会の招集

標準的なコベナンツモデル（事例集）の策定

⇒ コベナンツの多様化（社債の多様化）

① 財務維持コベナンツ（Financial Maintenance Covenants）

② 追加負担制限コベナンツ（Incurrence Covenants）

⇕ **連携**

（コベナンツの実効性の確保等）

コベナンツ抵触時の対応

【我が国（現状）】	【参考：米国】
①コベナンツに抵触	①コベナンツに抵触
↓ 直ちに期限の利益の喪失となり、機動性・柔軟性に問題 ⇒ **米国を参考に、猶予期間の検討**	②トラスティー又は例えば 10%以上の社債権者から発行会社へ通知
	③一定の期間（上記②の通知後 30～90 日程度） ⇒ **コベナンツ抵触への治癒等の対応**
	④イベント・オブ・デフォルト
②期限の利益の喪失	⑤トラスティー又は例えば 25%以上の社債権者から発行会社へ再通知（期限の利益の喪失）

社債管理人(仮称)設置債

社債管理人（仮称）による、

※ 社債のデフォルト後の債権の保全・回収機能に特化

① 社債のデフォルトの確認
② 債権の届出
③ 社債権者への債権の届出等の連絡・通知
④ 配当の受領・支払い
（⑤ 社債権者集会の招集）

ＦＡ債（Fiscal Agent：財務代理人）

投資家自身による、

① 社債のデフォルトの確認
② 債権の届出
③ 配当の受領

：第２部会 検討事項　　：第３部会 検討事項